

1 任期

- 採用日から本務者の育児休業等の期間。
(ただし、本務者の育児休業等の期間が延長や短縮される場合は、その期間に応じて任期が変更される可能性があります。)

例：本務者Aの育児休業期間が令和6年4月1日から令和8年3月31日のとき

任期付講師の任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日

上記、本務者Aの育児休業期間が令和7年3月31日までに短縮されたとき

任期付講師の任期：令和7年3月31日までに短縮

2 勤務の内容

正規の学校栄養職員に準ずる職務に従事するものです。

※ 学校栄養職員（正規）：学校給食の栄養に関する専門的事項に従事する。

3 勤務形態

常勤（原則として8：30から17：00）

4 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

5 給料及び手当

給 料	採用時に、学校栄養職員給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定。 次年度以降、任用期間の間は昇給規定に基づき決定。 学栄1級15号給～学栄1級85号給 給料月額 192,700円 給料月額 249,800円
手 当	地域手当 細料の4.7%を支給 通勤手当 自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～） 公共交通機関の場合：定期券・回数乗車券等相当額を支給 （上限 月65,000円） 住居手当 貸賃住宅の場合：規定に基づき、月28,000円を上限に支給 期末・勤勉手当 年2回（6月及び12月） 年間4.5月分に在職期間割合を乗じた額 退職手当 6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給 その他手当 扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当等、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当を規定に基づき支給
給料締切日	毎月末
支給日	毎月21日（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）（この日が休日の場合はその前日）
支払方法	口座振込

6 休暇

年次有給休暇

県の規定により付与

例：在職期間5月を超える6月に達するまでの期間について10日付与

なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。

その他有給休暇等

県の規定により付与

忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

7 退職

- 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

8 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- ・ 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

9 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険、年金）に加入することになります。
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号または、地方公務員法第26条の6第7項第1号による任期付講師として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※ 上記の規定の内容については、令和6年1月1日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局教職員課 小中学校人事班 Tel059-224-2958
制度・採用・免許班 Tel059-224-2959